

## 重要事項説明書

### 1. 施設の概要

事業所名	新川老人保健施設		
所在地	富山県魚津市住吉236番地		
提供可能サービス及び介護保険事業所番号	① 施設サービス ② 通所リハビリテーション ③ 短期入所療養介護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所療養介護 ⑦ 介護予防訪問リハビリテーション	1650480062号 (①、②、③、⑤、⑥) 1670400686号 (④、⑦)	
管理者及び連絡先	サービス種類	氏名	連絡先
	① 施設サービス ② 通所リハビリテーション ③ 短期入所療養介護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所療養介護 ⑦ 介護予防訪問リハビリテーション	平井 晃	新川老人保健施設
サービス提供地域	① 施設サービス ② 通所リハビリテーション ③ 短期入所療養介護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所療養介護 ⑦ 介護予防訪問リハビリテーション	魚津市・黒部市・滑川市 魚津市・黒部市・滑川市 魚津市・黒部市・滑川市 魚津市・黒部市・滑川市 魚津市・黒部市・滑川市 魚津市・黒部市・滑川市	

### 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	新川老人保健施設
指定番号	富山県1650480062号
所在地	富山県魚津市住吉236番地
電話番号	0765-24-3080
FAX番号	0765-24-3019

### 3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

#### (1) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

## (2) 新川老人保健施設の運営方針

1. 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める —特別養護老人ホームまたは、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。
2. 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。医療面の偏重（過剰医療、過小医療）を避け、生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。

## 4. 施設の職員体制

	職員数	
・ 管理者	1人	
・ 医師	1人以上	兼務・常勤換算
・ 看護職員	1人以上	専任
・ 介護職員	3.5人以上	専任
・ 支援相談員	1人以上	兼務
・ 理学療法士	1人以上	兼務
・ 作業療法士		
・ 言語聴覚士		
・ 管理栄養士又は栄養士	1人以上	兼務
・ 事務職員・調理員・運転手	適当数	

## 5. 営業日（お盆・年末年始を除く）

①（介護予防）通所リハビリテーション	月～日曜日（但し12月31日～1月2日までの3日間及び8月13日～16日までの期間の内いずれかの2日間のみ休業）
②（介護予防）短期入所療養介護	年中無休
③（介護予防）訪問リハビリテーション	月～金曜日（但し祝祭日、年末年始、お盆は休業）

## 6. サービス内容

- ① 食事
- ② 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応）
- ③ 機能訓練（リハビリテーション、運動機能向上、レクリエーション）
- ④ 相談援助サービス
- ⑤ その他 上記以外のサービスおよび詳細については職員までお気軽にご相談下さい。

## 7. 利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の区分によって利用料が異なります。別紙料金表をご覧ください。

## 8. 苦情申し立て窓口

利用者相談窓口	利用時間	月～土	午前9時～午後5時
	利用方法	電話	0765-24-3080
		面接	当施設
	窓口担当者	室澤	陽子（看護師長）

《各保険者及び市町村窓口》

魚津市	魚津市社会福祉課介護保険係	TEL 0765-23-1148
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合		TEL 0765-57-3303
黒部市	黒部市福祉課	TEL 0765-54-2111
滑川市	滑川市福祉介護課	TEL 076-475-2111

《その他》

富山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口  
ご利用時間 月～金 午前9時～午後5時  
ご利用方法 TEL 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会  
ご利用時間 月～金 午前9時～午後5時  
ご利用方法 TEL 076-432-3280

9. 緊急時の対応方法

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10. 賠償責任規定

サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

11. 介護サービスの提供記録の開示

当施設では利用者または代理人からの求めによりサービス提供記録を開示いたします。

12. 非常災害対策

- ・ 防災設備・・・スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、排煙装置、非常放送設備、自家発電設備等
- ・ 防災訓練・・・年2回以上

令和 年 月 日

当事業者は、サービスの提供開始に当たり、利用者 代理人  
に対して重要事項説明書に  
基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

事業所所在地 富山県魚津市住吉236番地

名称 新川老人保健施設 ㊞

説明者 所属

氏名 ㊞

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け十分理解の上  
同意しました。

利用者

住所

氏名 ㊞

代理人

住所

氏名 ㊞